

平成24年6月25日

独立行政法人海技教育機構

理事長 鋤柄 好利 殿

独立行政法人海技教育機構

監事 保田 忠男



監事 松瀬宇太郎



平成23事業年度財務諸表等に関する意見

独立行政法人海技教育機構（以下「法人」という。）の平成23事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書（以下、「財務諸表」という。）及び決算報告書並びに事業報告書について監査を行った。

その結果について、独立行政法人通則法第38条第2項の規程に基づく「意見」は次のとおりである。

1. 監査方法の概要

- (1) 役員等懇談会その他重要な会議に出席するとともに理事会議事概要を確認し、理事長及び理事等から事業の報告を受け、また、重要な書類については回付体制等により確認を行った。
- (2) 財務諸表及び決算報告書について、会計責任者から説明を聴取した。
- (3) 会計監査を受けている「トーマツ監査法人」から、その業務実施結果の報告を受け、その妥当性を検証した。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表について、法人の採用する会計処理の原則及び手続きは、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法も、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況、利益の処分状況及び行政サービス実施コストの状況について適正に示しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 予算執行に伴う契約業務内容については、今後も随意契約の削減等「独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成21年「閣議決定」）」を踏まえた対応を継続されることを望む。

以上